

## 第4章 近畿中山間・通勤限界地帯における 農業の担い手と行政及び農協の支援

——京都府船井郡日吉町——

1. 地域と農業の概況
2. センサスに見る農業の担い手問題
3. 調査に見る地域農業の担い手の実状
  - (1) 地域農業担い手認定農家
  - (2) 四ツ谷地区営農組合
  - (3) 集落の農家組合：二つの事例
- (4) かぶら専業農家グループ
4. 農業の担い手に対する行政と農協の支援
  - (1) 行政の支援
  - (2) 農協の支援
5. おわりに

### 1. 地域と農業の概況

日吉町は、京都からJRまたは車で北へ約1時間、丹波高原の東端にある小さな山村である。丹波高原は府内のほぼ中央に当り内陸側と日本海側の境界的存在であるが、管内にはちょうど日本海側へ流れる由良川水系と太平洋側へ流れる淀川水系の分水嶺が含まれる。

町の総面積の約9割を山林が占め、耕地の大半は山間に八つ手のように伸びた谷に散在している。

現在の町は、昭和30年4月に、世木、五ヶ荘及び胡麻郷村が合併して誕生した。1991年現在、総人口は6,007人（うち男2,885人、女3,122人）、世帯数は1,747世帯、65歳以

上の高齢人口は18.2%を占める。町内の常住就業者の約半分が町外で就業、その大半が京都方面である。町外就業先を市町村別に見ると約4割が京都市、約2割が隣接の園部町、1割弱が亀岡市である。京都方面への通勤は近隣の市町村からも多く見られるが、日吉町のあたりがほぼ限界と言われる<sup>(1)</sup>。

表-1に、総農家数、農家人口、農業就業者等の近年の動向を示した。90年センサス結果によれば、農家戸数は792戸、農家人口は3,228人（うち男1,546人、女1,682人）、農業就業人口911人、基幹的農業従事者は396人である。いずれも最近急速に減少テンポを早めているが、なかでも基幹的農業従事者は、1990/85の5年間で2割強の減少と著しい。経営耕地面積は396ha（うち水田340ha、畑42

表-1 日吉町の農家戸数、農家人口、農業就業人口等

(単位：戸、人、ha、%)

|          | 1970  | 1980  | 1985  | 1990  | 90/85 | 90/60 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農家戸数     | 1,183 | 1,072 | 924   | 792   | -14.3 | -39.4 |
| 農家人口     | 5,249 | 4,357 | 3,776 | 3,228 | -14.5 | -51.3 |
| 農業就業人口   | 1,732 | 1,226 | 1,095 | 911   | -16.8 | -65.7 |
| 基幹的農業従事者 | 888   | 347   | 354   | 271   | -23.4 | -84.3 |
| 耕地面積     | 673   | 547   | 474   | 396   | -16.5 | -44.5 |

資料：農業センサス。

(「90年センサス」結果の概要とデーター ― 構造政策推進特集No.10 ―、京都府農業会議から作成、以下、農業センサスを資料とするものは同じ)。

ha、樹園地14ha)、農家1戸平均では0.5haとなる。

農家の専業別の内訳を見ると、専業農家100戸(12.6%)、第1種兼業農家39戸(4.9%)、農家653戸(82.4%)である。京都府平均と比べると、兼業化の進展度合では変わらないが、第1種兼業が少なく第2種兼業が多い。また、世帯主の仕事の内容を見ると、兼業農家のうちでは世帯主の農業専従が少なく(7.0%)、第2種兼業農家では恒常的勤務が多い(62%)。

農家の経営規模については、耕地面積でみると、0.5ha未満が510戸(64.4%)、0.5～1ha未満が219戸(27.7%)と1ha以下で9割以上を占める。一方、農産物販売規模別では、自給的農家が236戸(29.8%)、100万円未満が497戸(62.8%)と両方で9割強、他方500万円以上はわずか17戸(2.1%)に過ぎない。

作目別では、農家の大半が稲作を中心とする耕種農家であり、畜産部門をもつのは、乳用牛農家11戸(頭数237)、肉用牛農家12戸(257)、養豚農家3戸(3,853頭)、養鶏農家3戸(49,800羽)とごく僅かである。したがって、販売農家でみると、農産物販売第1位の部門別農家は、水稻382戸(82.5%)が正

倒的に多く、雑穀・いも類・豆類24戸(5.2%)、野菜類19戸(4.1%)酪農14戸(3.0%)、肉用牛3戸(0.6%)、養豚3戸(0.6%)、養鶏2戸(0.3%)と続く。単一、複合の経営形態別では、稲単作(71.5%)が大半である。

農業粗生産額は1,125百万円、うち米39%、畜産54%を占める。特産物として黒大豆(35ha)、小豆(10ha)、壬生菜(将来30戸3ha)がある。黒大豆は「日吉丸」というブランドが確立され、また、壬生菜は最近、京野菜として東京方面に出荷されている。都市部から追い出された都市近郊型農業をここで展開するというのが、近年の野菜生産の取り組みにおける町、農協のスタンスのようである。

## 2. センサスに見る農業の担い手問題

中山間地帯にある町村の例に洩れず、この町も農業の担い手問題は深刻である。現地実態調査の結果を紹介する前に、この地域での問題の状況を90年センサスを用いて概観しておきたい。

表-2は、農家の労働力の保有状況を示したものである。農業専従者がいない農家が約9割を占め、男子専従者がいる農家は、9.6

表-2 労働力保有状況

(単位: %)

|      | 合 計   | 男 子 計 | 専従者がいる |      |      | 女子のみ | 専従者いない |
|------|-------|-------|--------|------|------|------|--------|
|      |       |       | 60歳未満  | 男子1人 | 男子2人 |      |        |
| 日吉町  | 100.0 | 9.6   | 4.0    | 8.2  | 1.4  | 1.9  | 88.5   |
| 和知町  | 100.0 | 5.0   | 0.9    | 5.0  | 0.0  | 2.6  | 92.6   |
| 京都平均 | 100.0 | 22.9  | 8.8    | 20.9 | 2.0  | 5.3  | 71.8   |
| 京都山城 | 100.0 | 33.4  | 17.3   | 29.3 | 4.1  | 3.4  | 63.1   |
| 山城山間 | 100.0 | 41.7  | 27.9   | 35.4 | 6.4  | 2.8  | 55.5   |
| 亀岡盆地 | 100.0 | 13.0  | 5.2    | 12.0 | 1.0  | 2.9  | 84.1   |
| 中部地域 | 100.0 | 16.7  | 2.9    | 16.2 | 0.5  | 7.5  | 75.8   |
| 丹後地域 | 100.0 | 24.3  | 8.3    | 22.4 | 1.9  | 5.4  | 70.3   |

資料: 農業センサス(90年)。

％、なかでも60歳未満がいるのは4.0％に過ぎない。本町の属する中部地域は府内では地形の厳しい中山間地帯であるが、その中でも農業の担い手がとくに少なくなっていることが窺える。

このことは、農作業の委託をする農家の割合の多さに反映している。表－3に、農作業を委託した農家割合と作業別面積割合を示した。これによれば、農家の過半（61.8％）が農作業を委託している。これを、作業別に全

面積に対する割合で見ると、乾燥・調整で約5割、育苗で約3割、稲刈・脱穀で2割強が委託に出されている。これは府内平均はもとより、本町の属する中部地域を大幅に超えて高い。

農業の担い手が少ないことと裏腹に、小世帯農家の割合も多い。表－4には世帯員別の農家数を示したが、1人世帯（3.0％）と2人世帯（21.6％）の少世帯農家の割合が、中部地域よりやや低いものの府の平均を大幅に

表－3 農作業を委託した農家割合と面積割合

(単位：％)

|       | 合 計   | 委 託<br>農 家 率 | 面 積 割 合 |      |      |      |      |      |
|-------|-------|--------------|---------|------|------|------|------|------|
|       |       |              | 育 苗     | 耕起代掻 | 田 植  | 防 除  | 稲刈脱穀 | 乾燥調整 |
| 日 吉 町 | 100.0 | 61.8         | 30.8    | 15.7 | 17.9 | 11.9 | 24.9 | 47.5 |
| 和 知 町 | 100.0 | 69.7         | 40.6    | 25.6 | 26.4 | 16.2 | 36.9 | 52.9 |
| 京都平均  | 100.0 | 41.6         | 16.6    | 7.6  | 8.1  | 6.6  | 14.8 | 23.4 |
| 京都山城  | 100.0 | 20.5         | 7.8     | 6.7  | 7.1  | 3.8  | 9.0  | 10.4 |
| 山城山間  | 100.0 | 45.7         | 19.8    | 11.7 | 6.2  | 18.3 | 10.9 | 35.3 |
| 亀岡盆地  | 100.0 | 34.2         | 8.3     | 5.5  | 6.8  | 2.7  | 9.3  | 20.1 |
| 中部地域  | 100.0 | 52.4         | 26.4    | 8.5  | 9.5  | 7.3  | 18.8 | 30.0 |
| 丹後地域  | 100.0 | 51.7         | 16.0    | 8.2  | 7.9  | 10.0 | 19.2 | 27.8 |

資料：農業センサス（90年）。

表－4 日吉町の世帯員別農家数

(単位：％)

|       | 合 計   | 2人以下世帯 |      |      | 3人～4人世帯 |      |      | 5人以上 |
|-------|-------|--------|------|------|---------|------|------|------|
|       |       | 1人     | 2人   | 左の合計 | 3人      | 4人   | 左の合計 |      |
| 日 吉 町 | 100.0 | 3.0    | 21.6 | 24.6 | 18.3    | 16.9 | 35.2 | 40.2 |
| 和 知 町 | 100.0 | 5.3    | 30.5 | 35.8 | 17.5    | 15.3 | 32.8 | 31.4 |
| 京都平均  | 100.0 | 2.9    | 18.1 | 21.0 | 15.8    | 15.6 | 31.4 | 47.6 |
| 京都山城  | 100.0 | 1.3    | 9.9  | 11.2 | 12.3    | 17.3 | 29.6 | 59.2 |
| 山城山間  | 100.0 | 1.0    | 6.6  | 7.6  | 11.6    | 16.1 | 27.7 | 64.7 |
| 亀岡盆地  | 100.0 | 2.1    | 12.1 | 14.2 | 14.5    | 16.7 | 31.2 | 54.6 |
| 中部地域  | 100.0 | 4.3    | 26.0 | 30.3 | 18.0    | 14.6 | 32.6 | 37.1 |
| 丹後地域  | 100.0 | 2.9    | 19.0 | 21.9 | 18.1    | 14.7 | 32.8 | 45.3 |

資料：農業センサス（90年）。

超えている。

こうした世帯員の少なさは、同居あとなつぎの少ないことと密接に関係している。表-5には、農家のあとなつぎ確保状況を示した。これによれば男の同居あとなつぎがいる農家は約4割、これに女のあとなつぎがいる農家を合わせても4割強を占めるのみである。

これは中部地域と丹後地域よりやや高いが、他の地域に比べるとかなり低い。しかも、他出あとなつぎのいる農家の割合は他地域に比べてやや多いが、同居と他出を合わせてもあとなつぎの確保率は低い。さらに、他出あとなつぎの農業従事者を見ると、従事の割合は他の地域とほぼ同じであるが、従事日数はごく僅かである。

このように、農業センサスで見ると、日吉町は中部地域平均と比べると農業専従者のいる農家は少ない方である。しかし、一方で同地域に比べて世帯員や同居あとなつぎではやや多い。同じく担い手問題の厳しいと見られる地域においてこうした違いが見られることは、どのように考えたらよいであろうか。

おそらくこの点については、京都方面への通勤条件の違いを考慮する必要、すなわち日吉町が京都市への通勤限界の範囲にあることが大きな要素と思われる。

このため参考までに、上記の表-2～5の諸表に、日吉町の北方に隣接する和知町の数値を併せて示した。表から明らかなように、世帯員規模、同居あとなつぎの数などで日吉町は和知町をかなり上回っている。また、農家戸数に対する農業従事者数の比率をみると、日吉町1.2、和知町1となっている。こうした違いは、ほぼ地形条件を同じくすることを考慮すると、京都方面への通勤に関して和知町が日吉町より約30分程度遠くなること、すなわち、日吉町が京都市への通勤限界の範囲にあり、和知町がそれをやや超えて遠いことと密接に関連するように思われる<sup>(2)</sup>。

同じく地域にある二つの町でのこうした違いは、そこで現われる担い手問題とその対策にも微妙な差をもたらしている。和知町の場合は、担い手不足に対して、これまでは基本的に集落ぐるみの「集落営農」を展開することで対処してきた。しかし、最近では兼業化の一層の進展と農家の高齢化、後継者の不足によりそれも困難になりつつあるため、町、農協そして森林組合が第三セクターという新たな担い手を作って対応している。この第三セクターは、既に同町の水田の約1/3について、耕耘、田植及び刈取の作業を受託している。

表-5 日吉町の農家あとなつぎ確保状況

(単位：%)

|       | 合 計   | 同居あとなつぎいる |         |      | 他出あとなつぎいる |        |         | 同居他出あとなつぎ合 計 |
|-------|-------|-----------|---------|------|-----------|--------|---------|--------------|
|       |       | 男のあとなつぎ   | 女のあとなつぎ | 左の合計 | 男女合計      | うち農業従事 | うち30日以上 |              |
| 日 吉 町 | 100.0 | 39.3      | 4.5     | 43.8 | 17.8      | 58.2   | 1.4     | 61.6         |
| 和 知 町 | 100.0 | 25.8      | 2.8     | 28.6 | 17.9      | 44.6   | 3.6     | 46.5         |
| 京都平均  | 100.0 | 43.6      | 4.7     | 48.3 | 13.3      | 50.6   | 3.8     | 61.6         |
| 京都山城  | 100.0 | 59.8      | 6.0     | 65.8 | 4.4       | 63.7   | 12.5    | 70.2         |
| 山城山間  | 100.0 | 48.5      | 7.2     | 55.7 | 8.4       | 50.6   | 10.9    | 64.1         |
| 亀岡盆地  | 100.0 | 48.7      | 6.1     | 54.8 | 8.5       | 64.9   | 5.7     | 63.3         |
| 中部地域  | 100.0 | 33.3      | 3.9     | 37.2 | 21.6      | 49.4   | 2.2     | 58.8         |
| 丹後地域  | 100.0 | 37.8      | 3.1     | 40.9 | 12.0      | 40.5   | 3.7     | 52.9         |

資料：農業センサス（90年）。

これに対して、日吉町では、基本的には個々の農家が自分の水田を維持する体制であるが、同時に、僅かながら残っている中核的な担い手農家を中心として、広域的な集落ぐみ農業によって担い手問題に対処しようとする方向も見られる。以下では、こうした日吉町の担い手をめぐる問題状況を念頭におきながら、担い手の存在状況と、町及び農協の担い手育成に支援の内容について調査した結果を示すことにしたい。

### 3. 調査に見る地域農業の担い手の実状

この町の農業の中心的な担い手は、大多数を占める小面積を耕作する兼業農家である。

しかし、近年、地域農業は、一部の中核的な農家と集落レベルでの組織によって担われ、あるいは支援される方向にある。ここでは、こうした新たな担い手の存在状況を見ておくことにしたい。

#### (1) 地域農業担い手認定農家

地域の農業を支える中核的な農家としては、さしあたり、先に見た76戸の男子の農業専従者のいる農家（全体の9.6%）が考えられるが、本町では、ほぼこうした農家の中から、一定の基準で地域農業の担い手農家を認定している。認定の際の考え方と細かい基準は、付表－1に示したとおりである<sup>(3)</sup>。

表－6には、認定農家25戸を年齢順に配列

表－6 日吉町の地域農業担い手認定一覧表

（単位：アール、%）

|         | 年齢 | 年<br>従<br>日 | 間<br>事<br>数 | 耕<br>作<br>面<br>積 | A B<br>農家<br>区分 | 目標類型（作目の組合せ） |      |      |     | 将 来 計 画 |        |
|---------|----|-------------|-------------|------------------|-----------------|--------------|------|------|-----|---------|--------|
|         |    |             |             |                  |                 | 第1位          | 第2位  | 第3位  | 第4位 | 経営面積    | 作業受託   |
| 1       | 29 |             | 280         | 430              | A               | 施設野菜         | 水稻受託 |      |     | 510     | 500    |
| 2       | 31 |             | 180         | 220              | B               | 水稻           | 施設野菜 | 花き   |     | 180     |        |
| 3       | 33 |             | 250         | 220              | A               | 酪農           | 水稻   |      |     | 150     |        |
| 4       | 36 |             | 300         | 120              | B               | 水稻           | 花き   | 花木   |     | 155     |        |
| 5       | 37 |             | 300         | 176              | A               | 野菜           | 水稻   | 畜産   |     | 200     |        |
| 6       | 38 |             | 250         | 200              | B               | 水稻           | 露地野菜 |      |     | 280     |        |
| 7       | 42 |             | 365         | 270              | A               | 酪農           | 露地野菜 |      | 花木  | 270     |        |
| 8       | 44 |             | 300         | 75               | A               | 水稻           | しいたけ |      |     | 75      |        |
| 9       | 45 |             | 450         | 70               | A               | 畜産           | 果樹   |      |     | 70      |        |
| 10      | 46 |             | 300         | 205              | A               | 水稻           | 露地野菜 | 施設野菜 | 花木  | 205     |        |
| 11      | 50 |             | 150         | 105              | A               | 施設野菜         | 水稻受託 |      |     | 105     | 60     |
| 12      | 52 |             | 365         | 430              | A               | 酪農           |      |      |     | 520     |        |
| 13      | 54 |             | 170         | 188              | A               | 豆類           | 水稻受託 |      |     | 250     | 1000   |
| 14      | 55 |             | 200         | 220              | B               | 水稻           | 施設野菜 | 花き   |     | 180     |        |
| 15      | 58 |             | 250         | 78               | A               | 露地野菜         | 施設野菜 |      |     | 78      |        |
| 16      | 58 |             | 175         | 86               | A               | 豆類           | 水稻受託 |      |     | 105     |        |
| 17      | 59 |             | 250         | 97               | A               | 施設野菜         | 豆類   | 水稻受託 |     | 127     | 400    |
| 18      | 60 |             | 300         | 210              | A               | 施設野菜         | 花木   | 花き   |     | 144     |        |
| 19      | 60 |             | 200         | 140              | B               | 豆類           | 花き   | 水稻受託 |     | 160     | 800    |
| 20      | 60 |             | 150         | 92               | B               | 豆類           | 水稻受託 |      |     | 92      |        |
| 21      | 61 |             | 250         | 290              | A               | 露地野菜         |      |      |     | 310     |        |
| 22      | 61 |             | 150         | 123              | A               | 豆類           | 花き   | 水稻受託 |     | 130     | 60     |
| 23      | 62 |             | 200         | 53               | B               | 水稻           | 施設野菜 |      |     | 53      |        |
| 24      | 63 |             | 250         | 113              | B               | 水稻           | 施設野菜 | 花木   |     | 113     |        |
| 25      | 64 |             | 160         | 73               | B               | 施設野菜         | 水稻   |      |     | 73      |        |
| 認定農家の合計 |    |             |             |                  | 4,284           | A農家は16戸      |      |      |     | 4,535   | 2,820  |
| 町内総経営面積 |    |             |             |                  | 39,600          | B農家は9戸       |      |      |     | 39,600  | 39,600 |
| 認定農家／全体 |    |             |             |                  | 10.8            |              |      |      |     | 11.5    | 7.1    |

したものを掲げた。見られるように、最も多い年齢階層が60歳台（8戸）、次いで50歳台（7戸）であり、40歳台以下は10戸、うち20歳台は1戸に過ぎない。したがって担い手農家といってもかなり高齢化している。しかも、これら農家には、この基準でA農家（16戸）の区分に入る、60歳未満の専従者のいる専業農家に加え、B農家に区分される、60歳～65歳の専従者（例えば定年退職後の者）あるいは兼業従事者がいる農家（9戸）が含まれている。

これら農家のほとんどは複合経営であり、しかも、約<sup>2</sup>/<sub>3</sub>が水稻以外を基幹作物としている。しかし、一部（6戸）を除けば、ほとんどの農家が作業受託を含めて水稻生産に従事している。認定農家の経営面積は町内の約1割を占めるが、町内の耕地面積の大半が水田であることを考慮すると、数こそごく僅かであるが、これら農家が地域の水田農業を支える上で大きな役割を果たしていることが窺える。しかも、将来は作業受託を入れると2割弱の面積をこれら農家が担うことが予想される。

現地調査では、これら認定農家のうち4戸でヒヤリングを行なった。このうち、3戸は次に取り上げる四ッ谷地区営農組合に属しているので後に改めて触れるが、ここで残りの1戸、M氏（44歳）の経営と氏の指摘する課題についてふれておきたい。

M氏は、この町では最も平地が多く中心的な農業地帯である胡麻地区の酪農家である。京都府指導農業士として既に指導の立場にある。戦後、父の代にこの地に入植し、現在は搾乳35頭、約280トンの牛乳を出荷している。2名の息子は、いずれも府の農芸高校を卒業し、目下、それぞれ地元を離れて酪農の勉強中とのことである。M氏は彼らが自力で農業を始めることを望んでおり、必ずしも自分の経営の後継者として期待していないとのことであった。氏は、むしろ地域としての後継者

を確保することが必要であり、町も農協もこうした面で力を入れるべきと考えている。

## （2）四ッ谷地区営農組合

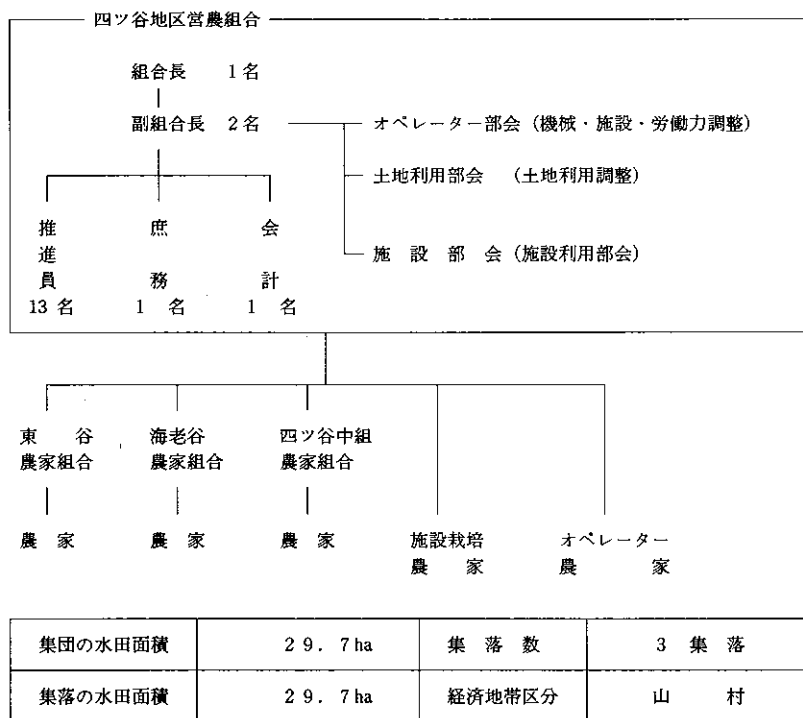
現在町内には、37の集落があり、うち34集落（うち15が団地化）で集落ぐるみの転作対応がみられる。しかし、転作のみならず集落の農業の発展を目指す活動を行なう組織は、ここで取り上げる四ッ谷営農組合だけである。

この組合（代表、井上寿久氏）は、圃場整備を契機に生まれた。圃場整備については、既に昭和56年頃から話し合いがもたれ、58年に工事に着工、以来足掛け8年、平成2年度に完成したが、その過程の昭和63年にこの組合が設立された。直接的な契機となったのは、後にもふれる京都府の単独事業である「地域営農システム化促進事業」の導入であった。

図-1に、組合の組織の概要を示した。構成員は、三つの集落（東谷、海老谷及び四ッ谷）の農家組合、個別の施設栽培農家及びオペレーター農家からなっている。このうち、三つの農家組合は、圃場整備の対象となった集落の組織である。したがって、この組合は通常見られる集落営農とは異なる、集落の範囲を超えた広域的な地域営農集団となっている。また、施設栽培農家は5戸、オペレーター農家は9名（40歳台1名、50歳台3名、60歳台5名）、うち7名がタクシーの運転手、消防署員等の兼業農家である。

組合設立の目的は、「条件の整ったほ場を守り、儲る農業を展開するため」（パンフレット「やすらぎの里 四ッ谷」による）である。儲る農業の中心的手段は施設野菜の導入であるが、それを含めて組合の主要な事業としては、次のようなものが挙げられている。

- ①土地利用型作物（水稻、麦）の作業受託
- ②地域特産物である黒大豆の生産（水稻、麦とのブロックローテーション）
- ③京の伝統野菜「壬生菜」の周年ハウス栽培による産地化



図－１ 四ツ谷地区営農組合集团の組織構成

資料：「やすらぎの里四ツ谷」より抜粋。

#### ④良質米への品種統一、自然条件を生かした酒米、有機低農薬米の生産等多様な稲作の推進

三つの集落の農家戸数は81戸、うち専業農家23戸、第1種兼業農家及び第2種兼業農家57戸である。専業農家のほとんどは退職後の高齢専業農家、このうち基幹男子のいる中核的農家は6戸（上記の認定農家は3戸、うちA型2戸、B型1戸）である。水田面積の合計は29.7ha、うち転作は10.9ha（多用途米1.1、麦3.2、大豆3.1等）である。転作の団地化率は43%であるが、山間地であり1haに満たない小さな団地もある。

組合の執行体制は、同じ図に見る通りである。部会が3つあるが、このうちの土地利用部会は、転作ローテーション、地域の特産物

の一つである酒米の団地化の調整などを行なっている。執行部の中心は、施設野菜に取り組む中核農家である。

組合の中心的な担い手農家のうち、5戸についてヒヤリングを行なった。経営の概要は次の通りである。年齢は2名が50歳台後半、2名が60歳台前半である。

①組合長の井上氏（上記の認定農家）は従来からの専業農家で、水田1ha、壬生菜ハウス0.14ha、椎茸、山林の経営を行なっている。

②副組合長のS氏（同じく認定農家）は、水田0.7ha、畑5ha、山林2ha、借地はない。転作田にハウス3棟（壬生菜）を建て、近所の婦人を組織して作業を行なっている。昭和60年に公務員をやめ、現在は町会議員でもある。

③オペレーターのTM（同じく認定農家）氏は、水田0.6ha、借入0.55haの計1.1ha、畑3畝、ハウス（壬生菜、0.25ha）。後にふれる農協の受託組合のメンバーでもある。

④同じくオペレーターのTH氏は、水田0.8ha、畑5畝と山林を営んでいる。山林に力を入れているため施設野菜はない。

この組合では、作業の受託によって水田の維持を行い、他方で、施設野菜を取り入れることによって高齢者や婦人の労働力を活かしつつ農業の収益性を上げることを目指している。ここで取り組んでいる施設野菜の壬生菜は、黒大豆とともに町の特産物になりつつあるが、最初はこの集落で平成2年から始めたものである。こうした功績が認められ、平成3年度の水田農業活性化優秀集団として農林大臣賞を授賞している。しかし、組合長は、組合の運営も10年先までは見えるが、後継者の確保等を考慮すると必ずしもその先のめどが立たないという。当面の体制が出来たところで、今後の農業のあり方について法人化も含め考えて行きたいとのことであった。

### （3）集落の農家組合：二つの事例

先に述べたように、今のところ、集落レベルでの取り組みの中心は、転作への対応である。一般の集落におけるこうした対応の実態を見るため、役場に二つの集落を選定して頂き、それぞれについて農家組合長からヒヤリングを行なった。次にその結果を簡単に見ておくことにしたい。

まず、上保野田集落の場合。集落の全世帯数は53戸、うち農家が30戸、高齢化は町内でも最も激しい。農家の総世帯員数143人のうち男66人中21人、女77人中31人、合計52人（36%）が65歳以上である。集落の水田は13ha、うち10haは圃場整備は既に完了している。専業的農家はまったくない。転作のため一部の水田でブロックローテーションをしているが、農作業はそれぞれ個別農家が対応してお

り、機械の共同利用は見られない。

貸借に関しては、現在7～8戸が利用権設定し、8戸が借りているがそれぞれ約0.1～0.2haの水田を借りている程度である。地代は整備田で反当2万円、山間の谷津田で1.5万円である。しかし、いずれも高齢化（65～70歳）のため返却の希望があるとのことである。そのため、これからは農協の受託組合を利用することになる。このままでいけば農家組合自体の存続も危ぶまれるとのことであった。なお、組合長のS氏の経営は、10年前に勤めをやめアパート経営をしながら、現在、水田0.7ha、黒大豆0.2haを作付している。

次に、下保野田集落の場合。全世帯数は106戸、うち農家戸数が24戸である。農家戸数に比して非農家世帯が多いのは、駅周辺のため京都方面に通勤する者の住宅が増えていることによる。集落内の水田は13ha、転作は4haである。水田は個々の農家で機械を持ち作業している。集落レベルでの共同作業はない。

転作対応のために、農家組合と別に転作組合を組織している。転作のうち1haは牧草とデントコーン、残り3haが黒大豆である。黒大豆のうち約1haを二つの婦人グループ（それぞれ3人で構成）と一つの男性グループ（4人）が引き受けている。残りの面積は転作組合が、組合員の出役を要請してこなしている。この要請は、転作組合のリーダーと農家組合長が連名で行い、勤めの人の場合は休暇をとってでも出してもらうことにしている。そのため義務転作と呼ばれているが、こうしたのは4年前からであり人手を確保するためである。

農家組合長によれば、最近、高齢化のために自分で作れない農家が増えており、農家組合に誰が引き受けてくれる人の斡旋を依頼してくるものが出始めている。しかし、借り手はほとんどいない。四ッ谷地区営農組合のようなことを考えようと思っても、その推進役になる中堅の農家がいな。集落として今後



どうするか真剣に取り組む必要がある、とのことである。

#### (4) かぶら専業農家グループ

地域農業担い手認定農家ではないが、町内にはかぶら専業の農家として高い所得をあげている6戸のグループ「双葉会」がある。グループは昭和51年に発足した。グループでは出荷の基準を厳しくして、市場に絶大な信用を得ている。かぶらはこのグループ以外の農家でも作っているが、市場での評価はかなり違っているとのことであった。かぶらは地形的に適地であるが、少し多く作ると過剰になり、地域の特産物になる可能性は少ないとのことである。

グループの一人、M氏からヒヤリングした。経営面積は借地を入れて2ha、これで労力的には十分とのことである。また、作柄は天候に左右されやすいので、経営のポイントはそのもとで安定した収穫をあげるに必要な高い技術とのことである。かなり所得が大きいことから後継者は半数の農家で既に確保されているとのことである。

### 4. 農業の担い手に対する行政と農協の支援

地域の担い手問題に対処するため、町と農協は、四ッ谷地区営農組合の発足に見るように集落営農を推進するとともに、意欲をもってやる人、やる地域にはあらゆる補助事業を導入して応援する姿勢をとっている。ここでは、行政側と農協側による地域農業の担い手の支援、育成対策と見られるものを具体的に見ることにしたい。

#### (1) 行政の支援

行政側の担い手支援、育成には、国、府の事業及び町単独の事業が導入、実施されているが、主なものは次のようである。

##### ① 圃場整備及び農村整備事業の実施

圃場整備は、担い手の支援、育成のためには最も基本となる事業である。本町における圃場整備は、昭和55年から本格的に始められた。導入された主な事業は、農村基盤総合整備事業、土地改良総合整備事業、府営圃場整備事業、小規模転換水田整備事業等である。この結果、平成4年度末では303.3haの圃場整備が終了し、この結果、整備水準は以下のようになることが見込まれている。

---

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 農用地区域内の水田（407ha）に対して              | 74.5% |
| 圃場整備可能面積（350ha）に対して               | 86.7% |
| 平成3年度末現在採択圃場整備面積<br>（326.3ha）に対して | 93.0% |

---

このため、必要な基盤整備はほぼ終了した段階にあるといえる。

#### ② 各種施設の建設及び機械の整備

これまでに、国の事業等で、農協に育苗施設の設置（約6千万円）、また黒大豆の特産地化のためこれも農協に加工施設の設置（水田農業確立対策事業、約1.15億円）、多目的ホールの建設（農村地区若者定住促進事業、約1億円）、黒大豆の選別機の設置、大規模なれき耕栽培施設の建設（約2.5億円）、壬生菜の特産化のための保冷库の設置などを行なった。

#### ③ ソフト関連事業の導入

昭和63年度に、京都府単独事業「地域営農システム化事業促進事業」（数集落にまたがる地域営農システムを推進する）を、先にふれた四ッ谷地区の営農組合設立のための導入した。また、これに関連して、農機具の整備のため府の単独事業である商品化農産物生産改善推進事業及び水稻生産システム化促進モデル事業を導入、さらに町単独でも田植機の

補助を行なった。さらにこの間、集落の今後のあり方を考えるため、町単独で2か年にわたり集落話し合い運動促進事業（1集落25万円）を行なった。

集落営農の推進については、町は昭和58年から府単独事業である集落営農体制整備促進事業の導入によって、各集落に集落営農推進委員会を設置し、さらに昭和63年からは町レベルに推進連絡協議会を設けて、集落営農から地域営農への方向付けを図っている。この事業は主として学習、研修会の費用の補助である。また、この関連で推進員、集落のリーダー、婦人グループの参加による集落営農推進大会を開催している。集落営農の関連で町単独の補助もある。

#### ④ 地域農業担い手農家の認定関連

これら認定農家の経営規模の拡大と営農意欲の促進のために、担い手農家育成助成金交付事業（府単独事業）及び土地利用型大規模経営育成モデル事業（国庫補助事業）を導入した。いずれも事業主体は市町村、交付対象者は認定農家であるが、前者は、利用権設定に関しては10アール当り田で2万円、畑で1万円、農作業受託で新規4千円、更新2千円を、後者は農地を取得した者に田で2万円、畑で1万円を一定期間交付することとされている。しかし、現在のところ自己完結的な経営が多いことから、交付の実績は両事業を併せて数件程度である。

#### ⑤ 婦人学習会と婦人の組織化

地域農業の担い手として、とくに黒大豆の生産に取り組んでもらうため、昭和61年から町では婦人学習会を開催している。さらに、平成2年からは、10の婦人グループで婦人グループ連絡協議会を組織した。ここでは年3回集落を超える交流や技術の交換、先進地の視察などを行なっている。

婦人グループとしては、壬生菜の取り組み「がんばろう会」、興風営農グループなどがある。また、嫁にきたばかりの若い女性など

への支援のため平成2年から「日吉農村女性セミナー」を開いている。これまでに14名参加して海外研修を行なった。これには町が2分の1補助をしている（1人30万円補助）。

#### (2) 農協の支援

農協は、次のように、行政の補助事業に加え、独自に担い手の支援、育成に必要な事業に取り組んでいる。

##### ① 生産過程及び加工過程での取り組み

壬生菜を町の特産物とするため、農協はリース事業（5年間で償還）でハウスを供給している。（320万円／反：府が1/2、町が1/6の補助）。また、そのほか、補助事業を活用するなどして、各種施設の提供に積極的に取り組んでいる。例えば、集乳所、バルク施設、サイレージの建設補助、堆肥センターの設置、栗の樹木の更新などが挙げられる。

また、先にふれたが、水田農業の維持のために、農協は農作業の受託組合（12戸）を組織している。ここには農協有のトラクターを貸与している。しかし、今後の担い手不足に対処して、新たに農業機械銀行を設けることも考慮中である。

一方、加工に関しては先に見たように補助事業の導入によって、特産品の黒大豆の加工、すなわち、菓子「グラッセ」、みそ等を行なっている。この「グラッセ」は府の知事賞、全国コンクールでの農林大臣賞を授賞している。

##### ② 中核的な担い手に対する支援、育成

町内の中核的な農家の団結と農業経営の向上のため、平成3年の9月に、約30戸の農家と農協部会長で、日吉町農業経営者クラブ（林業は入らず）を組織した。農協の営農部長によれば、クラブは、先に紹介した酪農家のM氏から農協に、専門的農家が点的な存在になり友達がなくてはかなわないという話があり、農協の理事である四ッ谷地区営農組合の組合長と相談の上、設立に至ったとのこと

である。農家は1万円の年会費を払って自主的に参加している。農協は事務局を勤め、さらに50～60万円の助成金を出している。この会の規約と設立後の活動については、付表-2を参照されたい。

また、酪農家のために、ヘルパー制度の確立にも取り組んでおり、国の補助事業を導入して、今年から丹波（20戸加入）、瑞穂（同3戸）、日吉（同10戸）の3農協で船井ヘルパー組合を設立した。

## 5. おわりに

はじめに述べたように、同じく丹波高原の山間地帯にあって地形条件をほぼ同じくする隣接の和知町が集落農業を展開し、さらに第3セクターを設立したのとは違って、この町の農業は基本的には大多数の兼業農家と一部の専門的農家によって担われている。これは、本町が京都方面への通勤限界の範囲にあって、あとつぎの同居、そして世帯員が比較的多く残っていたことによって、農業労働力もある程度は確保されていたことが考えられる。しかし、実態調査によって明らかのように、現在の世帯主が高齢化し、中心的な担い手が減少するなかでは、こうした対応もいよいよ限界に達してきた観がある。

このため、町と農協は、集落ぐるみの農業、とくに数集落にまたがる広域的な営農組合による集落農業の推進を図っている。しかし、実際にこうした構想が実現した事例は、本稿で取り上げた四ッ谷地区営農組合のみである。そのため、他方で、町はこうした方向に固執することなく、意欲をもって農業に取り組む人あるいは地域に対して可能な限り、あらゆる補助事業の導入や指導を行なうというスタンスをとらざるを得ない。また、担い手の支援、育成策を見ても、ここには積極的な圃場整備への取り組みをベースに、広く生産や加工、生活関連の施設の整備、充実と集落レベ

ルの組織や担い手のネットワーク作りに関するソフト事業を取り入れている。言ってみれば、この町では全方位的な担い手確保対策が見られるのが特徴である。

これまで見てきた対策のなかでは、婦人の参加、活動に対する積極的な援助、関連する組織の育成、中核農家を中心とした農業経営者クラブを組織化するなどソフト関連の取り組みが注目される。ここには地域の農業を担う人と密接に関わるなかで今後の方向を模索しようとする姿勢が窺われて、興味深い。こうしたソフト面での取り組みは、深刻化する担い手不足問題に対してますます必要になると思われるが、そうした点も含めて今後の取り組みに注目して行きたい。

（岡 角 和 夫）

注(1) この点については、京都大学経済学部中野研究室が、1991年に同町で行なった実態調査報告書、「通勤限界地における農家の暮らしと経営の変貌」から多くの情報を得た。

(2) 和知町の担い手問題と対策については、平成3年に現地実態調査を行なった。結果については、拙稿「近畿中山間地帯における農業の担い手の展望 — 京都府和知町 —」（農総研季報、No. 13、1992. 3）をご覧ください。

(3) 90年センサスによれば、世帯主が農業専従の専門的な農家は72戸である。内訳は、専門農家のうちで男子生産年齢人口のいる世帯は32戸、第1種兼業のうちで世帯主農業専従は23戸、同じく第2種兼業では17戸である。これは全農かの9.0%に当たる。

## 地域農業担い手認定基準

日吉町農業構造政策推進会議は、認定申請書の内容を、別途定める農業構造改善目標との整合性に考慮しつつ、次の基準により審議するものとする。

(認定要件)

### I 個別的担い手

#### 1 農 家

- (1) 申請時点で次の要件のすべてを満たしている農家であること。
  - ア 年間おおむね 150日以上農業に従事する者が1人以上いること。
  - イ アの専従農業者の年齢がおおむね65歳以下であること。
  - ウ 経営農地面積が日吉町の平均経営農地面積以上であること。ただし、集約型経営及び畜産経営に特化しているもの等については、別途定める。
  - エ 実施方針に定める農業構造改善目標の達成に意欲と能力をもっていること。
- (2) 新規参入者については、イとエの要件を満たしている者であること。

#### 2 農業法人等

次の要件を満たしている農業法人であること。

- ア 農業生産法人、農事組合法人等の農業経営を行なう法人及びこれらに準ずる経営体とする。
- イ アの「準ずる経営体」とは、すでに農業経営体として活動しており近く法人格を備える予定のあるものをいう。
- ウ 実施方針に定める農業構造改善目標の達成に意欲と能力をもっていること。

### II 組織的担い手

#### 1 地域営農集団

次の要件のすべてを満たしている生産組織等の地域営農集団であること。

- ア 地域農業の生産過程の一部を担う組織体であること（土地利用協定や作付栽培協定のみを担う農業自治組織としての農家組合・営農組合等単なる合意調整組織は該当しない。）  
ただし、合意調整機能と生産機能を合わせもついわゆる集落営農においては、農作業を実施する作業班（部会、グループ等）のみを対象とする。
- イ 規約及び活動実績をもつ組織体であり、組織の名称、構成員、代表者等が明確になっていること。
- ウ 農業機械・施設の安定的な利用条件が確保されていること。
- エ 実施方針に定める農業構造改善目標の達成に意欲と能力をもっていること。

## 日吉町農業経営者クラブ規約

(名 称)

第1条 本会は、日吉町農業経営者クラブ（以下『クラブ』という）と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、激変する農業環境に対処するため、農業者自らの団結を強め国際的理解を深めることにより、困難な農業経営を向上させることを目的とする。

(会員の資格)

第3条 本クラブの会員は、日吉町農協の組合員で専門的農業経営者とする。

2. なお、本クラブの趣旨に賛同するものは、前項にかかわらず賛助会員となることができる。

(事 業)

第4条 本クラブは、目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 会員の農業経営向上のための研修の実施。
- (2) 会員相互の親睦と情報の交換。
- (3) その他会員の必要とする事項。

(役 員)

第5条 本クラブに次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名 監事2名 幹事若干名

(役員を選任)

第6条 役員は、正会員の中より全会員の投票によって行なうか又は選考委員による選考とする。

(役員任期)

第7条 本クラブの役員任期は1年とし、再選を妨げない。

(役員任務)

第8条 本クラブの役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し事業活動を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は、庶務会計を担当する。
- (4) 監事は、会計及び事業の監査にあたる。
- (5) 幹事は、会長及び副会長を補佐して所務を分掌する。

(会 誌)

第9条 本クラブの運営のため、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 例 会

(総 会)

第10条 総会は年1回開催し、会長が招集する。

(総会に付議すべき事項)

第11条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の設定及び改廃
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 会費の徴収額及び徴収方法の決定
- (5) その他重要事項

(役員会)

第12条 役員会は必要に応じ会長が招集し、業務執行について事項を協議する。

(月例会)

第13条 本クラブは隔月に例会を開く。

2. 例会の運営については、役員会で定める。

(経 費)

第14条 本クラブの経費は、会員の会費と助成金により運営する。

(年 度)

第15条 本クラブの年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第16条 本クラブの事務を処理するため、日吉町農業協同組合総務課に事務局を置く。

附 則

この規約は、平成3年9月11日から施行する。

(参 考)

## 日吉町農業経営者クラブの歩み

|                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 平成3年8月1日<br>発起人会     | 規約の設定、会の運営方針等                             |
| 平成3年9月11日<br>発会式     | 会の主旨説明及び規約の設定、役員選出、講演（京都府農協中央会）           |
| 平成3年11月11日<br>第1回定例会 | テーマ『日吉農業を考える』<br>20代～60代各1名ずつ発表           |
| 平成4年1月11日<br>新年会     |                                           |
| 平成4年3月11日<br>第2回定例会  | 『町内見て歩こう会』                                |
| 平成4年5月11日<br>第3回定例会  | 前回の現状の中から今後の活動方針について。たい肥センター設置委員会の発足について。 |
| 平成4年7月11日<br>第4回定例会  | たい肥センター視察の報告とそれに伴う討論。農政新政策について。           |